

12 個別支援計画の作成手順

1 個別支援計画の作成に当たって

個別支援計画の作成に当たっては、利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

【平18厚労省令171 第58条第2項】

2 アセスメントの実施

利用者へ面接し、利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用者の希望する生活や課題等を分析（アセスメント）し、適切な支援内容の検討をする。

《作成する記録》

- ・ アセスメントを実施したことがわかる記録
- ・ 面接記録

【平18厚労省令171 第58条第3項及び第4項】

3 原案の作成

次の事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。

- ・ **利用者及びその家族の生活に対する意向**
- ・ **総合的な支援の方針**
- ・ **生活全般の質を向上させるための課題**
- ・ **支援の目標とその達成時期**
- ・ **サービスを提供する上での留意事項 等**

《作成する記録》

- ・ **個別支援計画の原案**

【平18厚労省令171 第58条第5項】

4 個別支援会議の開催

利用者(※)及び利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求める。

※利用者の参加は障害者総合支援法に基づくサービスのみ。

《作成する記録》

- ・ サービス担当者会議の記録

【平18厚労省令171 第58条第6項】

5 同意と交付

個別支援計画の原案の内容については、利用者又はその家族に対して、サービス管理責任者等が説明し、文書により同意を得る。

作成した個別支援計画を、利用者及び**相談支援事業者**
（計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所）に交付する。

《作成する記録》

- ・ 個別支援計画
- ・ 個別支援計画を交付した記録

【平18厚労省令171 第58条第7項及び第8項】

6 モニタリングの実施

個別支援計画作成後は、計画の実施状況や利用者の状況の変化等を継続的に把握（モニタリング）し、定期的にこの結果を記録するとともに、計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

《作成する記録》

- ・ 面接記録
- ・ モニタリングを実施したことがわかる記録

【平18厚労省令171 第58条第9項、第10項及び第11項】